

ID: 9

担当部署: 企画部 情報システム課

処分の概要	利用者登録番号の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則 第7条		
例 規 番 号	平成14年規則第8号		
【根拠条文】 (利用者登録番号の交付) 第7条 市長は、前条の確認をしたときは、速やかに登録をし、登録届を提出した個人又は団体に対し西東京市公共施設予約利用者登録証及び登録番号を交付する。 【基準】 根拠条文及び第4条から第6条までの規定による。 (登録対象者) 第4条 予約システムの利用に係る登録(以下「登録」という。)を受けられる者は、別に定めるところにより施設の使用ができる個人若しくは団体又は事業の利用ができる個人とする。 (登録の手続) 第5条 登録を受けようとする個人又は団体は、市長に西東京市公共施設予約管理システム使用者共通事項登録届書(別記様式。以下「共通事項登録届書」という。)及び市長が別に定める書類(以下「登録書類」という。)を提出を提出する。 (登録届の確認) 第6条 市長は、共通事項登録届書及び登録書類(以下これらを「登録届」という。)が提出されたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。 (1) 登録届を提出した者が、登録を受けようとする個人又は団体の構成員本人であること。 (2) 登録届が、登録を受けようとする個人又は団体の意思に基づくものであること。 (3) 登録届の記載事項に不備がないこと。 (4) 登録を受けようとする個人又は団体の主たる活動の目的が、使用施設の設置の目的又は事業の目的に反しないこと。 (5) その他登録をするために必要と認める事項			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日